

最高人民法院、最高人民検察院の知的財産権の侵害に係る刑事事件の取扱いにおける法律の具体的適用の若干の問題に関する解釈

(中国 北京三友知識産権有限公司 翻訳案)

---

---

**最高人民法院、最高人民検察院の  
知的財産権の侵害に係る刑事事件の取扱いにおける法律の具体的適用の  
若干の問題に関する解釈**

(2004年11月2日最高人民法院審判委員会第1331回会議、2004年11月11日最高人民検察院第十期検察委員会第28回会議において可決)

**中華人民共和國最高人民法院、中華人民共和國最高人民検察院公告**

2004年11月2日の最高人民法院審判委員会第1331回会議、2004年11月11日の最高人民検察院第十期検察委員会第28回会議で可決された 知的財産権の侵害に係る刑事事件の取扱いにおける法律の具体的適用の若干の問題に関する解釈 をここに公布し、2004年12月22日から施行する。

最高人民法院、最高人民検察院  
二千四年十二月八日

法律により知的財産権を侵害する犯罪活動を処罰し、社会主義市場経済の秩序を維持する為、刑法の関連規定に基づき、知的財産権の侵害に係る刑事事件の取扱いにおける法律の具体的適用の若干の問題について、以下のとおり解釈する。

第一条 登録商標の権利者の許諾を得ることなく、同種の商品にその登録商標と同一の商標を使用した場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者は、刑法第二百一十三条に定める“情状が著しい者”にあたるものとして、登録商標偽造罪により三年以下の有期懲役若しくは短期懲役に処し、罰金を併科又は単独で罰金に処する判決を下さなければならない。

(一) 不法経営額が五万元以上又は違法所得額が三万元以上である者。

- (二) 二以上の登録商標を偽造し、かつ不法経営額が三万元以上又は違法所得額が二万元以上である者。
- (三) その他情状が著しいと認められる事由がある者。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者は、刑法第二百十三条に定める“情状が特に著しい者”にあたるものとして、登録商標偽造罪により三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する判決を下さなければならない。

- (一) 不法経営額が二十五万元以上又は違法所得額が十五万元以上である者。
- (二) 二以上の登録商標を偽造し、かつ不法経営額が十五万元以上又は違法所得額が十万元以上である者。
- (三) その他情状が特に著しいと認められる事由がある者。

第二条 登録商標を偽造した商品であることを明らかに知って販売し、販売額が五万元以上である者は、刑法第二百十四条に定める“金額がやや大きい者”にあたるものとして、登録商標偽造商品販売罪により三年以下の有期懲役若しくは短期懲役に処し、罰金を併科又は単独で罰金に処する判決を下さなければならない。

販売額が二十五万元以上である者は、刑法第二百十四条に定める“金額が極めて大きい者”にあたるものとして、登録商標偽造商品販売罪により三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する判決を下さなければならない。

第三条 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造した者又は偽造若しくは無断で製造された登録商標の標章を販売した者であって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者は、刑法第二百十五条に定める“情状が著しい者”にあたるものとして、登録商標標章不法製造罪又は不法製造登録商標標章販売罪により三年以下の有期懲役若しくは短期懲役若しくは禁錮に処し、罰金を併科又は単独で罰金に処する判決を下さなければならない。

- (一) 登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造した者又は偽造若しくは無断で製造された登録商標の標章を販売した者にあつては、その数量が二万個以上、又は不法経営額が五万元以上、又は違法所得額が三万元以上である者。
- (二) 二以上の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造した者又は偽造

若しくは無断で製造された二以上の登録商標の標章を販売した者にあつては、その数量が一万個以上、又は不法経営額が三万元以上、又は違法所得額が二万元以上である者。

(三) その他情状が著しいと認められる事由がある者。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者は、刑法第二百十五条に定める“情状が特に著しい者”にあたるものとして、登録商標標章不法製造罪又は不法製造登録商標標章販売罪により三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する判決を下さなければならない。

(一) 登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造した者又は偽造若しくは無断で製造された登録商標の標章を販売した者にあつては、その数量が十万個以上、又は不法経営額が二十五万元以上、又は違法所得額が十五万元以上である者。

(二) 二以上の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造した者又は偽造若しくは無断で製造された二以上の登録商標の標章を販売した者にあつては、その数量が五万个以上、又は不法経営額が十五万元以上、又は違法所得額が十万元以上である者。

(三) その他情状が特に著しいと認められる事由がある者。

第四条 他人の特許を冒用し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者は、刑法第二百十六条に定める“情状が著しい者”にあたるものとして、特許冒用罪により三年以下の有期懲役若しくは短期懲役に処し、罰金を併科又は単独で罰金に処する判決を下さなければならない。

(一) 不法経営額が二十万元以上又は違法所得額が十万元以上である者。

(二) 特許権者に及ぼした直接の経済的損害が五十万元以上である者。

(三) 二以上の他人の特許を冒用し、かつ不法経営額が十万元以上又は違法所得額が五万元以上である者。

(四) その他情状が著しいと認められる事由がある者。

第五条 営利を目的として、刑法第二百十七条に掲げる著作権を侵害する行為のいずれかを行なった者であつて、違法所得額が三万元以上である者は、“違法所得額がやや大きい者”にあたるものとし、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者は、“その他情状が著しい者”にあたるものとして、著作権侵害罪により三年以下の有期懲役若しくは短期懲役に処し、罰金を併科又は単独で

罰金に処する判決を下さなければならない。

- (一) 不法経営額が五万元以上である者。
- (二) 著作権者の許諾を得ることなく、その文字の著作物、音楽、映画、テレビジョン、ビデオの著作物、電子計算機ソフトウェア又はその他の著作物を複製して頒布し、複製物の数量の合計が千枚(部)以上である者。
- (三) その他情状が著しいと認められる事由がある者。

営利を目的として、刑法第二百七条に掲げる著作権を侵害する行為のいずれかを行なった者であって、違法所得額が十五万元以上である者は、“違法所得額が極めて大きい者”にあたるものとし、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者は、“その他情状が特に著しい者”にあたるものとして、著作権侵害罪により三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する判決を下さなければならない。

- (一) 不法経営額が二十五万元以上である者。
- (二) 著作権者の許諾を得ることなく、その文字の著作物、音楽、映画、テレビジョン、ビデオの著作物、電子計算機ソフトウェア又はその他の著作物を複製して頒布し、複製物の数量の合計が五千枚(部)以上である者。
- (三) その他情状が特に著しいと認められる事由がある者。

第六条 営利を目的として、刑法第二百八条に定める行為を行ない、違法所得額が十万元以上である者は、“違法所得額が極めて大きい者”にあたるものとして、権利侵害複製物販売罪により三年以下の有期懲役若しくは短期懲役に処し、罰金を併科又は単独で罰金に処する判決を下さなければならない。

第七条 刑法第二百九条に定める行為のいずれかを行ない、営業秘密の権利者に及ぼした損害額が五十万元以上である者は、“営業秘密の権利者に重大な損害を及ぼした者”にあたるものとして、営業秘密侵害罪により三年以下の有期懲役若しくは短期懲役に処し、罰金を併科又は単独で罰金に処する判決を下さなければならない。

営業秘密の権利者に及ぼした損害額が二百五十万元以上である者は、刑法第二百九条に定める“特に著しい悪影響を及ぼした者”にあたるものとして、営業秘密侵害罪により三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する判

決を下さなければならない。

第八条 刑法第二百十三條に定める“同一の商標”とは、偽造された登録商標と完全に同一、又は偽造された登録商標と視覚において基本的に差異がなく、公衆に誤認、混同を生じるに足りる商標をいう。

刑法第二百十三條に定める“使用”とは、登録商標若しくは偽造した登録商標を商品、商品の包装若しくは容器若しくは製品説明書、商品の取引書類に用い、又は登録商標若しくは偽造した登録商標を広告宣伝、展示若しくはその他の営業活動に用いるなどの行為をいう。

第九条 刑法第二百十四條に定める“販売額”とは、登録商標を偽造した商品を販売した後に得られた、得べかりしすべての違法な収入をいう。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、刑法第二百十四條に定める“明らかに知っている”にあたるものと認定しなければならない。

(一) 自己の販売に係る商品上の登録商標が塗りつぶしたあとに付し直されたもの、取り替えられたもの、又は覆われたものであることを知っているとき。

(二) 登録商標を偽造した商品を販売したことによって、行政罰を科されたこと又は民事責任を負ったことがある場合において、同種の登録商標を偽造した商品を重ねて販売するとき。

(三) 商標権者の許諾を得た旨の書類を偽造、改竄した又は当該書類が偽造、改竄されたものであることを知っているとき。

(四) その他登録商標を偽造した商品であることを知っている又は知りうべきと認められる事由があるとき。

第十条 次の各号に掲げる行為のいずれかを行なうときは、刑法第二百十六條に定める“他人の特許を冒用する”行為に該当するものとする。

(一) 許諾を得ることなく、その製造又は販売する製品、製品の包装上に他人の特許番号を表示するとき。

(二) 許諾を得ることなく、広告又はその他の宣伝資料において他人の特許番号を使用し、第三者に当該技術を他人の特許技術と誤認させるとき。

(三) 許諾を得ることなく、契約において他人の特許番号を使用し、第三

者に契約に係る技術を他人の特許技術と誤認させるとき。

(四)他人の特許証書、特許書類又は特許出願書類を偽造又は変造するとき。

第十一条 有償広告への掲載等の方法により、直接又は間接に対価の支払いを受ける状況であるときは、刑法第二百十七条に定める“営利を目的とする”ものに該当するものとする。

刑法第二百十七条に定める“著作権者の許諾を得ない”とは、著作権者の許諾を得ていない又は著作権者の許諾を得た旨の書類を偽造、改竄した若しくは許諾された範囲を越えた状況をいう。

他人の文字の著作物、音楽、映画、テレビジョン、ビデオの著作物、電子計算機ソフトウェア又はその他の著作物を電気通信回線を通じて公衆に送信する行為は、刑法第二百十七条に定める“複製して頒布する”ものとみなさなければならない。

第十二条 この司法解釈において“不法経営額”とは、行為者が知的財産権を侵害する行為を行なう過程で、製造、保管、輸送、販売した権利侵害製品の価値をいう。既に販売された権利侵害製品の価値は、実際に販売した価格により算定するものとする。製造、保管、輸送及び販売されていない権利侵害製品の価値は、表示価格又は既に判明した権利侵害製品を実際に販売した平均価格により算定するものとする。権利侵害製品に表示価格がない又はその実際の販売価格が判明しないときは、権利を侵害された製品の市場中間価格により算定するものとする。

数回に渡って知的財産権を侵害する行為を行っており、行政罰又は刑事罰を科されていないときは、不法経営額、違法所得額又は販売額について、これを累計して算定する。

この司法解釈の第三条に定める“個”とは、商標図案の全体からなる一の標章を単位とする。

第十三条 刑法第二百十三条に定める登録商標を偽造する犯罪を実行し、かつ当該登録商標を偽造した商品を販売し、犯罪を構成する者は、刑法第二百十三条の規定に基づき、登録商標偽造罪として刑を言い渡し、処罰しなければな

らない。

刑法第二百十三条に定める登録商標を偽造する犯罪を実行し、かつ他人の登録商標を偽造した商品であることを明らかに知って販売し、犯罪を構成する者は、数罪併罰にしなければならない。

第十四条 刑法第二百七条に定める著作権を侵害する犯罪を実行し、かつ当該権利侵害複製物を販売し、犯罪を構成する者は、刑法第二百七条の規定に基づき、著作権侵害罪として刑を言い渡し、処罰しなければならない。

刑法第二百七条に定める著作権を侵害する犯罪を実行し、かつ他人の権利を侵害する複製物であることを明らかに知って販売し、犯罪を構成する者は、数罪併罰にしなければならない。

第十五条 団体が刑法第二百十三条乃至第二百十九条に定める行為を行なったときは、この司法解釈の定める個人が相応する犯罪を行なった場合の科刑量刑標準の三倍により量刑を決定するものとする。

第十六条 他人が知的財産権を侵害する犯罪を実行していることを明らかに知って、それに融資、資金、口座番号、領収書、証明、許可証書を提供し、又は生産、経営の場所若しくは輸送、保管、輸出入代理等の便宜を供与し、幫助した者は、知的財産権を侵害する犯罪の共犯として論ずる。

第十七条 前に公布された知的財産権を侵害する犯罪に関する司法解釈について、この司法解釈と抵触するときは、この司法解釈の施行の後から適用されない。